審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	価格変動準備金の不積立ての認可（漁協）	根拠条項	第１５条の１２第１項ただし書

審査基準	
	水産業協同組合法施行規則（平成２０年農林水産省令第１０号）第６４条第２項の規定によることとする。

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	１月	目次№	８６－２
						標準経由期間	日		